
8 令和2年度の日本の経済外交： 外交実務の観点からの回顧と若干の展望

安部 憲明 *Noriaki Abe*

(一財) 国際貿易投資研究所 客員研究員
外務省経済局 国際貿易課長

要約

令和2年度は、新型コロナの世界的感染拡大、デジタル経済の急激な進展、米中対立、米政権交替、英国のEU正式離脱、西太平洋での中国の海洋進出や香港、イラン等の様々な変動要因・不安定要素に見舞われた一年であった。厳しい国際環境と保護主義の高まり易い地合いの中、日本の経済外交は、茂木外務大臣の指導力の下で、既存の各種協定の着実な実施（日米貿易・デジタル貿易、日EU等）と発展・深化（TPP11）、新たな協定の締結（異例のスピード交渉で妥結・発効した日英、RCEP）など次々と現れる目前の課題について結果を出し続け、自由貿易を拡充してきた。また、WTO新事務局長の任命や新型コロナ下での貿易歪曲的措置の抑止（WTO対日貿易政策検討の実施を含む）、G20大阪サミットの各種成果の承継・発展等を通じ、多国間貿易体制を維持・強化に積極的に貢献した。

はじめに

令和2年、日本漢字能力検定協会の「今年の漢字」には「密」の一字が選ばれたが、別の漢字を推した向きも多かったと聞く。外交実務の現場目線から、昨年度の日本の経済外交を回顧し、本年度を展望する本稿の試みもこれに似て、物事の様々な側面を思い切って捨象せざるを得ないことをあらかじめご海容願いたい。また、本稿で述べられる意見はすべて筆者個人のもので

あり、筆者が所属する組織の立場を示すものではない^{注1}。

1. 国際貿易にとってどんな一年だったか

未だかつて、世界的規模で、これほど政治・経済・社会の深層に影響を及ぼす様々な変動要因が「密」に重層した一年があっただろうか。新型コロナ、気候変動及びデジタル化などの趨勢的な変容、技術革新と生産工程のグローバル化、それに伴う経済と安保の融合といった構造的な変動が進む中、そうした現象に本質的に内在する不安定性・脆弱性が次々と露呈した。米中間の摩擦・対立、英のEU離脱、米大統領選挙等の不安定要素に加え、西太平洋、イラン、香港やミャンマー情勢を巡る緊張といった地政学的なリスク要因にも覆われた。

このように「自国ファースト」的な内向き志向が正当化されやすい地合いにあって、世界貿易機関（WTO）が公表する各国の措置の内容及び件数からも明らかなように、実際にも、保護主義的な一方的関税や貿易制限（新型コロナウイルス感染症拡大を受けたマスク等の医療用品等の輸出入制限など）や市場歪曲的措置（国内優先の政府調達や産業補助金など）が多くとられた^{注2}。

以上のような令和2年度の厳しい国際環境と保護主義の風圧に、日本の経済外交はどう立ち向かったか。それを端的に表すならば、目前の課題である二国間及び地域の協定締結やそれらの実施を通じ、自らが心臓ポンプとなって世界に自由貿易の血液を循環させようと必死に努めた一年であった、と言える。

2. 令和2年度の日本の経済外交

本節では、茂木敏充外務大臣の力強い指導力の下で展開された（1）二国間・地域の経済連携、（2）多角的自由貿易体制（WTO）及び（3）多国間フォーラム・国際機関（G20、APEC等）における我が国の外交上の取組の意義と成果を順に説明する。

(1) 二国間・地域の経済連携

我が国の貿易総額の実に8割は、自由貿易協定を既に署名・発効済の相手国との貿易で占められる。この数字は、現在交渉中の湾岸協力理事会（GCC）、トルコ及びコロンビアを含めれば86%にも及ぶ。このように限られた交渉リソースを主要相手国との協定交渉に振り向けてきた「選択と集中」のEPA戦略の中において、令和2年度は「状況対応的」局面にあった感がある。すなわち、短期的に取引が必要な相手とそれに相応しい内容で、迅速かつ堅実に「答」を出し続けた一年であったということである。

取引相手に応じた内容という点について言えば、トランプ政権との間での日米貿易協定及びデジタル貿易協定は、その典型例だ。また、日英包括的経済連携協定（EPA）は、わずか4か月余りのスピード交渉で妥結し、英国のEU離脱後に同国を拠点とする日系企業を含むビジネスの法的安定性を機敏に担保した^{注3}。

これらの経済連携の絵柄全体を一步離れて見ると、日米、日英及び環太平洋パートナーシップ（TPP）協定の自由化水準と各種義務の高さは、WTO電子商取引をはじめとする多国間や有志国間の協定を、いわば〈垂範牽引〉する関係に立つ。これに対し、10月に署名した地域的な包括的経済連携（RCEP）協定は、自由化水準こそ日米、日英及びTPP11に及ばないものの、日本の貿易総額の5割をカバーすることで、サプライ・チェーンが網の目のように組み込んだ東アジア地域の貿易投資環境を、スパゲッティ状に入り組んだ協定の「線」の集積から「面」で展開する、いわば〈基盤拡充〉の意義を有する。

以下、令和2年度の経済外交の柱となった、これらの協定の経済的・政治的意義及び課題を概観しよう。

(ア) 日米間の貿易協定及びデジタル貿易協定

両協定は平成30年9月の日米共同声明に基づく交渉を経て令和元年10月8日に署名、令和2年元日に発効した。世界のGDPの約3割を占める日米間の物品貿易の一層の促進を図るとともに、デジタル貿易協定により、円滑で信頼

性の高い自由なデジタル貿易を促進する高い水準でのルールを整備する意義を有する。今後、日米水準が、EUや英国、豪州、シンガポール、ニュージーランド及びチリ等のデジタル貿易先進国の協定と呼応し〈垂範牽引〉する形で、より広い有志国の枠組に拡充することが期待される。なお、トランプ政権との間で日米協定の「第二段階」の協議が開始されることはなかった。

(イ) 日英EPA

この協定は、英国のEU離脱に伴い、日EU協定の下で得ていた利益を継続し英国に投資する約1,000社にも及ぶ日本企業のビジネスの継続性を確保するという差し迫った必要に応える意義がある。いわゆる「つなぎ協定」の選択肢をとらず、日本は、法的安定性と自由化水準の高さの両方を正面突破で確保した^{注4}。一方、英国にとっては、約18万人の現地雇用を創出する日本企業の転出を防ぎたいとの強い動機もある。相思相愛で令和2年6月に交渉が開始され、茂木大臣の訪英（8月）時の対面折衝を経て大筋合意（9月）し、トラス英国国際貿易大臣と東京で署名（10月24日）した。その後、臨時国会で承認（12月4日）され、翌年元日の協定発効まで、わずか半年という迅速さは記録的である。

協定の特徴は、①日英間で双方向に、日EU協定（令和元年2月発効）の関税率・撤廃期間に追いつく形で適用される（「キャッチアップ」方式）、②その上で、日英の貿易実態に即し、英国市場へのアクセスについては、日EU協定よりもむしろ深掘りした^{注5}。また、③電子商取引・金融サービスに関しては、日EU協定には盛り込まれていない、越境データ移転の自由化、コンピュータ関連設備の設置要求の禁止、アルゴリズムや暗号の開示要求の禁止等が規定され、むしろ、日米協定及びTPP協定（後述）の内容・水準に近い仕上がりとなった。

英国は、対EU自由貿易協定を年内に妥結し、今後は、他国との交渉、WTO改革（後述）を含む多国間のアジェンダ、特に、本年のG7議長国に意欲的に資力を振り向ける姿勢を明らかにした。G7史上初となる貿易担当閣僚会合を設け、年3回（3月31日、5月及び秋）開催しようと提案しているの

はその一例だ。我が国は、インド太平洋への旺盛な関心を示し、国際貿易の重鎮にして、EUを離脱しフットワークが少し軽くなった英国との戦略的連携を引き続き重視していく^{注6}。

(ウ) RCEP協定

令和2年11月の第4回RCEP首脳会議の機会に、菅義偉総理大臣はじめ各国首脳が立ち会う中、各国閣僚が署名した。日米及び日英協定の短期決戦とは対照的に、RCEP協定は、交渉立ち上げ宣言（2012年）後、2013年5月以降の31回もの交渉会合、19回の閣僚会合及び4度の首脳会議という、8年越しの持久戦の果実をようやく収穫したものである。

ここに、世界のGDP、貿易総額及び人口の約3割、我が国の貿易総額の半分を占める極めて広範な分野における統一のルールに服する自由貿易圏が創設された。RCEP協定は、日本にとって中韓両国との初めてのEPAであり、日本が距離的にも密接な異なる発展段階の国々や市場において、競争条件の公平化と法的安定性の向上を図り、東アジアの製造・貿易構造の潜在力を一層開花させる意義を持つ。新型コロナで浮き彫りになった、地域におけるサプライ・チェーンの多元化・強靱化という要請にも応えることも期待される。この点、RCEP協定の経済効果の試算によれば、RCEP協定がない場合に比べて、相当の調整期間を経て最終的には我が国の実質GDPは約2.7%（2019年度実質ベースで約15兆円）押し上げられ、労働供給は約0.8%（約57万人）増加すると見込まれる^{注7}。

RCEP協定は物品貿易の市場アクセスを「面」で改善したほか、ルールについても知的財産及び電子商取引、紛争解決手続など広範にわたる分野を20章に亘り規定した^{注8}。他の経済連携協定に比べ、自由化義務の水準が低い分野については、協定発効後の一般的な見直しの中で考慮していくこととされている^{注9}。

ここで、日本がこの地域で主導してきた経済連携圏を楕円形に喩えれば、片方の重心は〈垂範牽引〉型のTPP、もう一方は〈基盤拡充〉型のRCEPであろう。それぞれ交渉を途中離脱した米国及びインド（令和元年11月以降交

渉参加を見送り）の加入が、インド太平洋におけるの大きな楕円形の経済圏の健全な発展を図る上で重要である。この点、RCEP協定は、原交渉国であるインドの加入は発効当日から開かれている（インド以外の国は、発効18か月経過後にのみ加入可）旨規定するとともに、原加盟15か国の閣僚はインドのRCEPの各種会合へのオブザーバー出席を認め、将来的な加入を円滑に行う意思を署名にあわせて宣言した。

（エ） TPP

日本が議長国を務める令和3年は、マレーシア、ブルネイ、チリ及びペルー4か国の国内手続完了を引き続き働きかけるとともに、参加国の拡大と内容の深化のベクトルでTPPの更なる発展が期待される。この関連で、英国は、同2月1日に寄託国であるニュージーランドに加入要請を通報した。今後開かれるTPP委員会で、手続の開始の可否をコンセンサスにより決定、作業部会の設置、英国からの市場アクセスのオファー及び交渉を経て、加入承認に至ることが期待される。タイ、台湾、韓国及び中国の関心表明についても、各々の意図や参加の用意を慎重に見極めることが重要である。なお、バイデン陣営は、選挙期間中、TPPへの復帰可能性について、少なくとも労働及び環境等の再交渉が必要との見解を表明したが、新型コロナからの回復が最優先課題とされる中、通商政策への具体化の動きを引き続き注視していく必要がある。

（2）多角的自由貿易体制（WTO）

二国間・地域間の取組から転じて、過去1年間のWTOは上級委員会の機能不全や事務局長選の膠着状況ばかりが目立ったが、同時に、新型コロナ禍下での保護主義的措置の抑制及び貿易再活性化を通じ、多角的自由貿易体制への信頼性をつなぎとめようと奔走した点は見過ごされるべきではない^{注10}。

（ア）新型コロナへの対応

WTOは、世界的感染拡大と同時にホームページ上で新型コロナの頁を特

設し、各種取組の発信に努めた。これはひとえに、適時かつ正確な情報提供が過剰な貿易制限的な措置を抑止し、市場における需給の逼迫や混乱を防ぎ、公正な政策判断等に資するとの認識に基づくものである。WTOの対応は、第一に、通報義務の励行（透明性の確保）、第二に、各種報告書（『医療用品に関する報告書』（令和2年4月3日）、『WTO貿易統計・見通し年次報告書』（4月8日）等）による矢継ぎ早の実証分析と提言、第三に、単独又はG20等との協力を通じた政治的メッセージの表明（下記。数量制限の廃止などの原則を再確認しつつ、一定の要件を満たす場合にはWTO協定上許容されるとの解釈の提示）に集約されよう。

こうしたWTOの活動に対する日本の貢献で特筆すべき第一の事例は、3年毎に行われる対日貿易政策検討（Trade Policy Review）である。令和2年7月8日及び10日の会合では、合計1,000件にも及ぶ質疑応答を通じ、我が国の貿易制度及び政策・慣行に関する情報提供や説明に臨み、世界的に軽視されがちな透明性や説明責任を自ら実践するよう最大限努めた^{注11}。第二の事例としては、G20議長トロイカの一角として、新型コロナ対応などで例外的に許容される場合の緊急措置が充たすべき要件づくりに汗をかけたことが特筆される^{注12}。舞台裏での日本からのインプットは、「必要と認められる場合には、的を絞り、目的に照らし相応かつ透明性があり、一時的なものでなければならず、貿易に対する不必要な障壁又はグローバル・サプライチェーンへの混乱を生じさせず、また、WTOのルールと整合的であるべき」との閣僚声明のフォーミュラ（定式）に結実した（G20貿易投資担当大臣緊急会合（3月30日）。このG20原則は、WTOにおいて一般理事会決定等の形に多国間化が図られている。

（イ）事務局長選

任期を1年残してのロベルト・アゼベド前事務局長の突然の辞任表明（令和2年5月）に伴う後任の選出手続は、候補者8名を順次絞り込み、最終ラウンド（10月）では、ナイジェリアのンゴジ・オコンジョ＝イウエアラ（元財務相・外相、世界銀行専務理事やGAVIワクチン・アライアンス理事長等を

歴任。国際協力機構（JICA）のインターナショナル・アドバイザー・ボードの委員も務めた）と韓国の兪明希（ユ・ミョンヒ）産業通商資源省通商交渉本部長が争い、前者が幅広くかつ多くの加盟国に支持されたものの、米国が反対し、韓国も撤退せず、異例の膠着状況が続いた。バイデン政権発足後、一呼吸おいて両国が立場を変更したことを受け、令和3年2月15日のWTO特別一般理事会で加盟国のコンセンサスで任命され、3月1日に就任した（任期は2025年8月31日まで）。アフリカ・女性初のWTO事務局長（第7代）となるオコンジョ＝イウエアラ氏は、必ずしも「貿易屋」ではないが国際派、改革派及び交渉家として知られる。新型コロナでいまだ途上にある世界経済の回復及びWTO改革に手腕を発揮することが期待され、日本としても必要な支援を惜しまない考えである。茂木外務大臣は、同事務局長の任命と同時に談話を発出し（2月16日）、就任後早速、電話会談を行った（3月11日）^{注13}。

（ウ）WTO改革

ジュネーブでも感染拡大で各種交渉会合が軒並み延期され、ハイブリッド方式で再開されて以降も、コロナ対応にほとんどの時間と労力が割かれた。第12回閣僚会合は再延期され、令和3年12月にカザフスタンが議長としてWTO本部（ジュネーブ）を会場に行われることが3月初旬のWTO一般理事会で決定された。日本は、「自由貿易の旗振り役」としての上述のような各種協定締結の実績をもとに、多数国間の立場の懸隔を埋める〈調整役〉とともに、電子商取引に関するルールをはじめ有志国で出来るだけ高い水準の合意内容を志向する〈牽引役〉の両方で責任を果たしていく考えである。

（3）多国間フォーラム・国際機関（G20、APEC等）

外交当局は、その年の国際会議の議長国や、参加メンバー及び時期等を勘案し、目標や成果を効果的に達成するための年間計画を描くのが常だが、令和2年度は、WTO閣僚会合の延期に象徴されるように、様々な会合が延期乃至中止を余儀なくされ、外交の有機的組立に著しい支障を来した。各

種会合間の連携が困難な中であって、我が国として、喫緊の課題であるコロナを巡る国際協調については、特に、前述した貿易面におけるG20等の政治的意思の確認や、御厨邦雄氏がトップの事務総局長を務める世界関税機構（WCO）、WTO及び経済協力開発機構（OECD）等の専門機関同士の協力促進に寄与することが出来たと考える。またG20に関しては、大阪サミットで策定した「質の高いインフラ投資原則」や「人間中心のAI原則」の具体的基準化に向けた検討、デジタル経済のルール作りを進める「大阪トラック」の推進など各種事業の継承・発展を主導した。さらに、APECでは2020年に期限が到来した「ボゴール宣言」に次ぐ「プトラジャヤ・ビジョン2040」の策定等の成果に日本も積極的に貢献した。国際協調を有機的かつ段階的に深める観点からは、あたかも惑星縦列のように先進貿易国が揃って議長国を務める（G7は英国、G20はイタリア及びAPECはニュージーランド）という令和3年の組み合わせを活かさない手はないと考える。

3. 米新政権と米中関係

前節では、日本の経済外交を回顧しつつ当面のポイントを項目毎に指摘してきたが、当然、今後を展望する上で米新政権及び米中関係の動向にも洞察が欠かせない。大統領のツイッターで目が覚めた過去4年間に比べ、政策の予見可能性の高まりは各国や市場にとっての安心材料であろう。しかし、新政権の政策のすべてが、非トランプ的「見直し（undo）」とオバマ時代への「後戻り」でないことも明らかだ。「多国間協調への回帰」についても、バイデン流の手法と国内外の政策全体の中での優先順位を見定めていくのは当然である。

まず、政策実現の手法については、第一に、同盟国との連携を柱とする国際協調の基調は鮮明だ。就任初日にパリ協定に復帰し、「最初の100日間」に気候変動世界サミットを開催したことは象徴的である。また、同盟国には追加関税措置をとらず、民間主導で安全な5Gネットワークの構築に同盟国と協力して取り組むとの意図表明は、前政権との対比を印象づけた。第二

に、新政権の実務の布陣（バイデン大統領は「既に試練を経て、経験豊富な（tested and experienced）チーム」と称する）は、手堅いボトムアップ型の政策形成・意思決定方式を予見させる。セシリア・ラウス大統領経済諮問委員会（CEA）委員長（オバマ政権時に同委員）、ジャネット・イエレン財務長官（元連邦準備理事会議長）、キャサリン・タイ通商代表（オバマ政権時に通商代表部の中国担当首席法務官、前・下院歳入委員会首席国際通商顧問）、トム・ビルサック農務長官（オバマ政権時も同職）等の閣僚はいずれも顔馴染みである。

通商政策の基調は、既に以下の点に読み取れる。

選挙中、バイデン陣営は、通商面について、米国の競争力強化のための投資を実施するまでは、新たな貿易協定は結ばないと表明した。背景には、経済政策全体を貫く発想として「より良い再建（Build Back Better）」を掲げ、米国の競争力の復建と中産階級の再興を主唱し、製造業・イノベーション、雇用及び環境を重視する姿勢がある。実際、コロナ不況からの経済再建の目玉として、1兆9,000億ドル規模の「アメリカ救済計画（American Rescue Plan）」法案を、国民への1,400ドルの小切手支給、200億ドルのワクチン接種支援、3,500億ドルの州及び地方政府への財政支出などを盛り込み、令和3年3月中旬に成立させた。

タイ通商代表の上院での承認（3月11日）は、バイデン政権の閣僚のうち唯一全会一致によるものであり、かつトランプ政権のロバート・ライトハイザー前代表の上院承認（2017年5月11日）との比較でも早いタイミングで行われた点で新政権にとり幸先の良い船出となった。前政権の政策見直しには暫く時間がかかるとみられているが、通商代表部は「2021年通商政策課題及び2020年年度報告」を発表し、政権の選挙公約に沿った内容の指針を表明している^{注14}。すなわち、新型コロナへの取組と経済回復が最優先課題であり、労働者支援（強力で実効力のある労働基準を貿易協定に盛り込む。同盟国と協力し、貿易相手国の労働搾取の是正に取り組む）、気候変動との闘い、人種的平等の促進、包括的戦略を通じた中国の威圧的・不公正な経済貿易慣行への対応（あらゆる可能な手段を用いて、米国の労働者と企業に損害

を与え続けている中国の広範な不公正慣行や新疆ウイグル自治区をはじめとする強制労働による人権侵害に対処する）、サプライ・チェーンの強靱化、友好国や同盟国との連携、米国の製造業・生産者・農家・漁業者及びあらゆる規模の企業のための市場機会の拡大などを掲げている。

また、政府調達における米国製品の優先購入（「バイ・アメリカン」）との関連では、特に、公衆保健や経済安保の観点からサプライ・チェーンを検証し、国内製造基盤の強化も喫緊の課題だ。これに関連し、前大統領が署名・施行した医薬品等の供給網強化と内製化を進める大統領令は引き継がれる可能性がある^{注15}。

対中政策については、超党派的な懸念と支持を背景に、上記の「2021年通商政策課題」でも繰り返し指摘されているとおり、中国の不公正な貿易慣行（為替操作、国有企業や産業補助金、過剰生産や知的財産窃取など）の是正を優先する考えだ。今後、前政権が達成した「第一段階の合意」は維持されるのか、課題解決のために米中戦略対話に代わる新たな協議枠組が模索されるのか、外交安保政策の全体像の中で中国問題の射程をどう捉え、二国間取引と同盟国・パートナーとの連携をどう組み合わせしていくのか等の点については、今後徐々に方針が具体化されていくだろう。

いずれにせよ、バイデン政権が様々な課題への対処で同盟国・パートナーとの協力を重視する中、日本が二国間及び多国間の文脈で能動的に働きかけ、日米が戦略目標と利益を共有し、それらの実現に向けた手立て・政策手段を引き続き緊密に連携していくことが欠かせない。

おわりに

年度が改まっても、冒頭に触れた趨勢的・構造的な要因は厳然として存続し、新型コロナの世界的な感染状況収束の不透明な見通しと相まって、国際貿易を巡る情勢は引き続き流動的であるように思われる。同時に、令和3年度はRCEPの発効に向けた各国批准手続き、英国等の参加を通じたTPP拡大、米新政権の政策具体化への対応、G7やG20を通じた政策協調、年末の

WTO第12回閣僚会議に向けた交渉本格化等、日本の経済外交が直面する課題も山積である。筆者としては、外交実務の次元で多様な利益を出来るだけ調和的かつ発展的に政策に織り込むよう引き続き努力したい。そのためにも、本稿で十分に引き上げることが出来なかった論点を含め様々な角度から今後とも本誌の幅広い読者各位と、談論風発する機会を頂ければと願う。

注

- 1 外務省は、過去一年間の経済外交の動向を概観し、各界の第一人者のコラムや統計資料を掲載した『我が国の経済外交』（日本経済評論社）を発刊するとともに、日々の取組をHP上（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/economy.html>）でタイムリーに政策発信及び情報提供するよう努めている。
- 2 例えば、感染拡大初期に各国がとった新型コロナ関連の輸出禁止・制限措置に関するWTO報告書（令和2年4月23日）は同機関のHP（https://www.wto.org/english/tratop_e/covid19_e/export_prohibitions_report_e.pdf）、その概要は、外務省HP（https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/it/page24_001055.html）
- 3 実務担当者による両協定の内容及び意義に関するタイムリーかつ優れた解説として、井田直樹「日英包括的経済連携協定（日英EPA）と地域的な包括的経済連携（RCEP）の概要について」日本関税協会『貿易と関税』令和3年2月号。
- 4 「つなぎ協定」とは、英国の移行期間終了に伴いEUと第三国の貿易協定が英国に適用されなくなることに備え、EUが締結していた協定の中身を引き継ぐことを目的とした英国と当該国との協定を指す。英国内において個別交渉開始前のパブリック・コメント等、日本や米国など新協定を交渉する前に必要とされた手続を必要としない。令和2年末時点で、英国は、韓国やスイス等を含め55本の「つなぎ協定」を署名又は大筋合意済み。
- 5 例えば、日本から輸出する鉄道車両・自動車部品等への関税は、日EU協定にはない即時撤廃を確保した。また、日EUとの比較では、原産地規制のうち、工作機械、繊維及び自動車部品等の一部については品目別規制を緩和した。農林水産品については、英国産品の日本市場への輸入について、日EUの範囲内、すなわち、新たな関税割当は設定せず、日EUの割当てで利用されずに残余する数量が生じた場合に限り、それを利用できる仕組みを設けた。さらに、競争政策における消費者保護の規定や「貿易とジェンダー（女性による国内経済及び世界経済への参加機会を増やす重要性を認識）」等日EUにはない独自色を盛り込んだ。
- 6 英首相府は3月16日に『統合レビュー 2021（標題「競争的な時代のグレートブリテン」）』を公表した。前回2015年以降に生じた国際社会の劇的変化を踏まえ、2025年に向けた安保・防衛・開発及び外交政策を提示し、特に、中国を英国の利益に重大な脅威を与える権威主義国家であり体制的競争相手（systemic competitor）と定義しつつ、インド太平洋地域に包括的関与を深める方針を打ち出した（<https://www.gov.uk/government/collections/the-integrated-review-2021>）。
- 7 本分析の概要は「RCEP協定の経済効果分析」外務省・財務省・農林水産省・経済産業省（令和3年3月19日）（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100162437.pdf>）。今回の分析は、過去にTPP等の分析に用いたものと同様の比較静学モデル（GTAP）を使用して行った。分析結果は、これまでの分析と同様、実際には種々の不確実性を伴うため相当な幅をもって理解される必要がある。
- 8 RCEP市場の対日関税撤廃率（品目ベース）で86%～100%（ASEAN・豪・NZ。中国は86%、韓国

-
- は83%)とTPPで参加国がほぼ100%の関税撤廃を約束したTPPには及ばないが、WTOベースの現状に比べ自由化水準は向上する。逆にRCEP協定締約国への日本の関税撤廃率は、88%(ASEAN・豪・NZ。中国に対して86%、韓国に対して81%)と、TPPの95%に比べ低く、農林水産品の重要5品目(コメ、麦、牛肉・豚肉、乳製品及び甘味資源作物)と鶏肉に関税撤廃及び削減対象から除外した。
- 9 例えば、電子商取引に関し、RCEP協定には、TPP及び日米デジタル貿易協定で義務規定のあるデジタル・プロダクト、ソースコードや暗号の開示要求の禁止に係る規定が存在しない。
 - 10 拙稿「世界貿易機関(WTO)の新型コロナウイルス感染症対応」国際貿易投資研究所HPフラッシュ欄(<http://iti.or.jp/flash459.htm>)、「新型コロナの『食』への影響と国際協調」同(<http://iti.or.jp/flash465.htm>)等。
 - 11 拙稿「2020年WTO対日貿易政策検討会合の概要と意義」『貿易と関税』2020年8月号
 - 12 議長トロイカとは、その年の議長国を前後の議長国が補佐する仕組み。令和2年はサウジアラビアの脇を前年議長国の日本及び翌年のイタリアが固めた。
 - 13 茂木外務大臣の談話については、外務省HP(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/page1_000928.html)、電話会談の概要については同HP(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_008995.html)
 - 14 米通商代表部『2021 Trade Policy Agenda and 2020 Annual Report』令和3年3月1日([https://ustr.gov/sites/default/files/files/reports/2021/2021 % 20Trade % 20Agenda/Online % 20PDF % 202021% 20Trade% 20Policy% 20Agenda% 20and% 202020% 20Annual% 20Report.pdf](https://ustr.gov/sites/default/files/files/reports/2021/2021%20Trade%20Agenda/Online%20PDF%202021%20Trade%20Policy%20Agenda%20and%202020%20Annual%20Report.pdf))
 - 15 令和2年11月下旬、米政府は、「医療用品の米国内サプライ・チェーン強化のための米大統領令」を施行し、WTO政府調達協定上の米国連邦調達製品の適用範囲を修正し、必須医薬品等の適用範囲を除外するための措置をとった。